

4 事後チェックルールの整備

1 情報公開の推進等

社会的規制分野での情報公開及び会計基準の透明性確保について、関係省においては以下に沿って具体的推進を図る。

また、「規制改革推進3か年計画（改定）」において指摘している情報公開関連項目については、事後チェック型行政を推進する観点から、措置又は結論を出すこととされているものは前倒しに努め、逐次実施とされているものは年次別の具体的な目標を明示して、その速やかな実施を図る。

なお、これ以外の分野においても、所管する省庁は、それぞれの分野における消費者・利用者への提供情報の範囲、提供方法など情報公開の在り方につき、事業者・関係団体等とも連携を取りながら検討を進め、情報公開のルール形成を図る。【逐次実施】

(1) 会計基準【平成14年度中に検討（学校法人については、平成15年度中に検討・結論）】

公益法人会計基準の見直しについては、平成14年4月から、公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会の下に有識者からなる検討会を開催し、企業会計の改訂や公益法人制度改革の動き等も踏まえた検討を行った結果、平成15年3月に検討会報告を取りまとめた。公益を目的とする学校法人、医療法人においても、事業活動の透明化、効率的経営に資するよう、新しい企業会計基準を取り込むことについて早急に検討する。＜学校法人の会計基準について、「教育・研究」2(1)に関連記述あり＞（ 医療ウ 、 教育ア ）

(2) 教育分野

学校の自己点検評価と情報開示【平成14年度中に措置】

幼稚園、小学校、中学校及び高等学校について、自己点検評価、情報提供に関して設置基準に盛り込まれたところであるが、各学校において評価項目や情報提供の内容等を適切に定め、自己点検評価と情報提供を積極的に行う必要がある。さらに、外部評価の公開を視野に入れた学校評価の促進を行う必要がある。

このため、自己点検評価や情報提供に関し、学校の積極的な取組を推進し、評価項目や評価手法、情報提供の内容・方法等が適切なものとなるよう、教育委員会等に対し促す。また、外部評価を含む学校評価を促進することを教育委員会等に対し促す。＜「教育・研究」2(3) に再掲＞（ 教育イ25b ）

大学の情報公開の促進【平成14年度中に措置】

少子化等により、大学を取りまく経営環境が厳しくなることが予想される中で、学生や保護者、企業関係者等の判断に資するよう、一層の情報開示を進めることが必要である。

このため、私立大学について、平成13年度から検討されている財務状況の公開に関する具体的な内容や方法等について早期に結論を得て、公開を促進する。その際、学生等に分かりやすい方法や内容について検討する。

また、大学は、財務状況に限らず、教育環境（教育方針、教育内容、1教員当たりの学生数等）研究活動、卒業生の進路状況（就職先や就職率等）など当該大学に関する情報全般を、インターネット上のホームページなどによって積極的に提供する。＜「教育・研究」2(2)に再掲＞（ 教育ウ ）

(3) 福祉分野【平成14年度中に措置】

福祉分野は、サービスを受ける者が高齢者や乳幼児などサービス提供者に対して立場の弱い者が多いことなどの他、事業形態が多岐にわたり、小規模事業者の参入も相次ぎ、事業者数も大幅に増加しているなど、利用者保護のための行政等による監視を適切に行っていくことが必要である。

行政等の介護サービス事業者に対する検査については、事業者等との合意に基づき、先駆的に当該検査情報の公開を進めている地方公共団体もあり、監視体制の整備とともに、利用者の選択、事業者における規律確保に資するこのような情報公開を、引き続き、推進する。また、社会福祉法人については株式会社並みの公認会計士等による会計監査等の一層の普及を図るなど、情報公開のための基準の強化を図る。さらに、「規制改革推進3か年計画（改定）」においては、「社会福祉法人の公益性にかんがみ、収支決算書、事業報告書、監事の意見書等は、インターネット上での公開を促進する」こととされているが、引き続き、より多くの社会福祉法人が会計情報等の公開を進めるよう、取組を促進する。＜「福祉等」

1 (5)、3 に関連記述あり > (福祉ア b、エ)

2 第三者評価

「規制改革推進3か年計画(改定)」に掲げられている、第三者評価に関する改革事項については第三者評価の重要性にかんがみ、期限の定められたものはできるだけ前倒しで実施し、逐次実施とされているものは年次別の具体的達成目標を明示して可能な限り早期に実施する。また、評価対象範囲・事項の一層の拡大を図るなど評価充実に向けた検討を進める。

また、第三者評価に馴染む分野は、下記の分野のほかにも存在することから、そのような分野においても、他分野の評価手法、実績等も参考としつつ、第三者評価の導入を図る。【逐次実施】

(1) 福祉分野

保育サービスの第三者評価の推進【平成14年度中に措置】

ア 保育所については、昨年4月に第三者評価に関するガイドラインが作成されたところだが、現時点では、全国保育士養成協議会が認可保育所に限って第三者評価事業を実施しているにすぎない。今後保育サービスの第三者評価が一層促進されるような仕組みを整備するためには、以下について取り組む。

(ア) 多様な主体が第三者評価事業を実施していく中で、認可外保育施設を含め、評価対象の拡大など必要な見直しの検討に向けての事例の収集に着手する。

(イ) 併せて、第三者評価自体の客観性を高めるため、例えば、財団法人こども未来財団が運営する「i-子育てネット」の「保育所一覧」の中で多様な主体による第三者評価が容易に比較できるような仕組みを整備する。

イ 幼稚園については、本年4月に幼稚園設置基準が改正され、学校の自己点検評価と積極的な情報開示が規定されたが、かかる観点から、例えば、地方公共団体や関係団体のホームページ上などで、幼稚園の自己点検評価等の情報が閲覧できるようにする。 < 「福祉等」2(7)に再掲 > (福祉イ b、c、d)

介護分野

本年8月より、介護サービス事業者の選択に資する観点から、利用者やその家族が訪問介護事業者を選択する際に活用できるチェックリストが公表されており、その普及を図るとともに、事業者がチェックリストに対応して十分な情報公開を行うよう、周知徹底する。【平成14年度中に措置】

また、痴呆性高齢者グループホームについては、特に入所者の特例から事業者の評価が重要である点にかんがみ、本年度から他の介護サービス事業者に先んじて第三者評価制度が実施されたところであるが、特別養護老人ホームや有料老人ホームなど他の事業者についても、順次第三者評価の推進方策を講ずる。【平成15年度中に検討（逐次実施）】<「福祉等」1(5)に再掲>（福祉ア b、c）

(2) 教育分野【平成14年度中に措置】

大学に対する第三者による継続的な認証評価制度の導入促進を図る。なお、社会のニーズを反映した客観性の高い認証評価制度を構築するため、民間研究者、外国人研究者、企業関係者などを幅広く評価者に含めるものとする。<「教育・研究」2(3)に再掲>（教育ウ b）

3 苦情・紛争処理

(1) 機能の強化

法的制度基盤の整備

苦情・紛争処理機関による解決には、執行力や時効中断効等の法的効果が付与されていないこと等から、苦情・紛争処理機関による解決が有効な事案においても、裁判に解決が求められる場合がある。したがって、和解事項の確実な履行確保のための執行力の付与、紛争解決中の時効期間満了を避けるための時効中断（停止）効の付与、苦情紛争処理システムと裁判手続との連携強化等について、ADR（Alternative Dispute Resolution：裁判外紛争処理）に関する基本法としての立法化も含めて必要な方策を検討し、所要の措置を講ずる。【遅くとも平成15年度末までに措置】（法務ア a、ITウ29b）

また、仲裁に関する法的基盤整備のために、国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）における検討等の国際的動向を見つつ、仲裁合意の方式、標準的な仲裁手続の在り方、仲裁判断の承認及び執行の裁判等について、所要の法案を提出する。【平成14年度中に措置】（法務ア b）

情報公開の推進等

苦情及び紛争の再発及び未然防止の役割を期待される苦情・紛争処理機関については、消費者・利用者保護の観点も踏まえ、個人情報保護及び事業者にとって不当な不利益を及ぼす可能性を勘案しつつ、苦情・紛争の再発及び未然防止に資する処理事案の内容等を早期に公開することを検討する。特に、国民の生命・安全に直接かかわる事案については、その公共性を勘案し、適時に事案（トラブルの原因究明結果等を含めた処理事案の内容）を公表することを検討する。また、特に罰則が課せられるような重大な違反事例については、公益に資する観点から、個人情報等の合理的な理由がない限り、事業者名の公表措置の活用を検討する。【平成14年度から検討】（法務ア a）

また、特に公益性の高い事案（国民の健康・安全にかかわる事案、環境破壊等）については、速やかに国民に周知し、被害等の未然・拡大防止を図ることが重要であることから、内部通報者等がそれを理由とした不利益を被ることのないような仕組みの構築に向け、国民生活審議会における検討を踏まえ、内閣府は所要の措置を講ずる。【平成15年度までに措置】（法務ア b）

処理能力向上のための情報交換の推進【平成14年度から検討・措置】

苦情・紛争処理に当たっては、利害関係が対立する当事者双方の事情を十分に聴取し、当事者の性格等を判断しつつ、両者の合意点を見つけて現実的な解決を図る必要があることから、その処理は担当者の能力に負うところが大きい。したがって、苦情・紛争処理機関の担当者の処理能力向上の施策として、司法制度改革推進本部及び関係府省は、苦情・紛争処理機関が事案等の情報を共有化し、多面的な解決手法を得るための方策を検討するとともに、関係機関等の連携を促進するため、苦情・紛争処理機関等からなる定期的な連絡会議の早期開催に向け、所要の措置を講ずる。（法務ア）

(2) 既存機関の活性化【平成15年度までに措置】

地方公共団体の苦情処理委員会については、地方消費者センターの処理事案のうち、当事者が合意に至らず、かつ地方公共団体の首長が選定した事案のみの斡旋、調停を行うこととされているが、取扱実績は極めてわずかであり、地方消費者センターでの未合意事案は直接裁判に至るケースが多い。したがって、各地方公共団体において、苦情処理委員会と地方消費者センターとの一層の連携を強化するとともに、苦情処理委員会が取り扱う対象事案の拡大を図ることが重要であり、内閣府は各地方公共団体がこれらに取り組むことにつき情報提供を始め、所要の措置を講ずる。(法務ア)

(3) 的確な選択のための総合案内窓口の整備【平成14年度から検討・措置】

現在、苦情・紛争処理機関の存在自体や業務の内容等が一般的に広く知られていないために、苦情等を持つ者（利用者）が苦情・紛争処理機関を適切に選択し難い状況にある。したがって、司法制度改革推進本部及び関係府省は、利用者が必要な情報に的確にアクセスできるようにするための方策を検討し、各苦情・紛争処理機関に関する情報（組織、業務内容、過去の実績等）と苦情・紛争処理に関する諸手続等の情報を総合的にとりまとめ、データベース化した苦情・紛争処理に関する総合案内窓口（ポータルサイト等）について、これを各都道府県単位に整備するなどにより全国的な利用を可能とするよう、所要の支援策等を講ずる。(法務ア 、 ITウ29c)

(4) 適正処理のための規範の制定

苦情・紛争処理の担当者はその処理を公正に行うことは言うまでもないが、その行為規範等が明文で定められていない場合も多いことから、未制定の苦情・紛争処理機関は組織運営規範、紛争処理手続規範、担当者の行為規範を制定し、これを公表することを原則とする。また、司法制度改革推進本部及び関係府省は、(1) の法的制度基盤の整備に関する検討も踏まえて、苦情・紛争処理機関がそれぞれの実態に応じて、各規範を適切に制定し得るためのガイドラインの策定・周知等を含む諸方策を検討し、所要の措置を図る。【平成14年度から検討・措置】(法務ア a)

公正、効果的、かつ効率的な苦情、及び紛争処理を行うための指針については、国際標準化機構（ISO）により規格制定に向けた検討が行われているが、関係府省は各苦情・紛争処理機関に対して、本規格制定後速やかにその周知を図る。

【規格制定が想定される平成15年度以降逐次実施】(法務ア b)

(5) 労働分野における紛争処理の強化<「雇用・労働」4に再掲>

個別労使紛争への対応強化【遅くとも平成16年中に措置】

迅速かつ低廉な費用で個別的な労働関係の紛争を適切に解決するスキームが求められていることから、労働調停制度や労働関係事件固有の訴訟手続の整備の可否等について早急に検討し、所要の措置を講ずる。(雇用工)

社会保険労務士の個別労働関係紛争当事者の代理【適宜実施】

個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成13年法律第112号)の紛争調整委員会におけるあっせんについて、紛争の当事者を代理することを社会保険労務士の業務に加えることを盛り込んだ社会保険労務士法の一部を改正する法律(平成14年法律第116号、平成14年11月27日公布)の円滑な施行を図る。(雇用工)

4 その他

(1) 既存制度の周知・普及及び的確な運用・積極的な活用【逐次実施】

自己責任原則の下で事前規制から事後チェックに移行することで活力ある経済社会を作るためには、パブリック・コメント(「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」(平成11年3月23日閣議決定))等の浸透を図りつつ、これを活用して、規制そのものの在り方への国民の関与を広げていく必要がある。

また、現に必要な規制であっても、不適切な運用により自由な経済活動への障害とならないようにするためには、各行政機関においては、引き続き、行政手続法(平成5年法律第88号)(標準処理期間・審査基準のない許認可等における早急な設定等を含む。)の周知並びに日本版ノーアクションレター制度(「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」(平成13年3月27日閣議決定))の普及及び的確な運用に努める。

(2) 基準認証、資格制度の見直し

基準認証については、引き続き、事業者の自己確認・自主保安を基本とした制度

への移行を進める。その際には、消費者への情報提供を、行政庁はもとより、事業者においても進めることが望ましい。【逐次実施】<「事業活動円滑化」3に関連記述あり>